

平成21年1月6日
消 防 庁

J-A L E R Tの情報受信機関の拡大と地上配信の開始に向けた 業務規程等の整備

消防庁では、緊急地震速報をはじめ、津波情報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、人工衛星を用いて市町村の同報系防災行政無線等を自動起動させることにより、住民に瞬時に伝達する全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の整備を推進しています。

今般、J-A L E R Tの受信機関について、地方公共団体の他に、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関等にも拡大するとともに、気象状況等により、人工衛星経由で情報の受信ができない場合において、地上回線網経由で情報の配信を行うこととし、それらを規定した業務規程等について、都道府県を通じて各地方公共団体に送付しました。

これにより、J-A L E R Tの更なる安定化に寄与し、地方公共団体等における整備の一層の促進に資するとともに、緊急情報の住民への伝達による生命、身体、財産の保護に寄与するよう努めます。

<資料>

[全国瞬時警報システム業務規程等の制定について（通知）](#)

<別添> [全国瞬時警報システム業務規程](#)



消太

（連絡先）

担当：消防庁国民保護運用室
吉田課長補佐・岡田係長
電 話：03-5253-7551
F A X：03-5253-7543